保険証の更新を行います！

国保・後期高齢者医療・重度医療・ひとり親医療

問 福祉課　☎42−2640

7月31日で有効期限が切れます

現在お使いの**国民健康保険証**、**後期高齢者医療保険証**および**重度医療・ひとり親医療**の受給者証は、7月31日で有効期限が切れるため、更新が必要です。

保険証の種類によって更新の方法が異なります。忘れずに更新してください。

国民健康保険　ご自宅へ郵送します

7月下旬に自宅へ郵送します。

新しい保険証（うす紫色）は8月1日からお使いください。

（現在お使いの保険証（緑色）は、8月1日以降破棄してください。）

なお、国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証は自動で更新されません。8月以降も必要な方は、福祉課または各支所で新たに申請してください。

※簡易書留による保険証の郵送を希望する方は、7月12日㈮までに福祉課へご連絡ください。

後期高齢者医療保険　ご自宅へ郵送します

7月上旬～中旬に自宅へ郵送します。

届き次第、現在お使いの保険証とお取り替えください。

（現在お使いの保険証は、破棄してください。）

◆後期高齢者医療保険証は、毎年**色が変わります**。

お取り替えの際、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証（保険証）	橙　色
限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）	黄緑色

※減額認定証は、8月1日からお取り替えください。（7月31日までは、現在のものをご使用ください。）

重度医療受給対象者　手続きが必要です

7月中に更新申請書と受給者証を郵送します。新しい受給者証は8月1日からお使いください。

（現在お使いの受給者証は、8月1日以降破棄してください。）

更新申請書は忘れずに役場または各支所へ提出してください。

ひとり親医療受給対象者　手続きが必要です

7月中に更新申請書を郵送しますので、役場または各支所へ申請書をお持ちいただいた時にお渡しします。

※申請書の届出が困難な方は、郵送でもかまいません。

カバーが傷んだり、古くなっている場合は、役場福祉課または各支所で新しいものに交換できます。